

第3章 高齢者福祉計画について

1 基本理念

「長寿社会を楽しみ、安心していきいきと暮らせる共生のまち ひらつか」
～地域包括ケアシステムの推進～

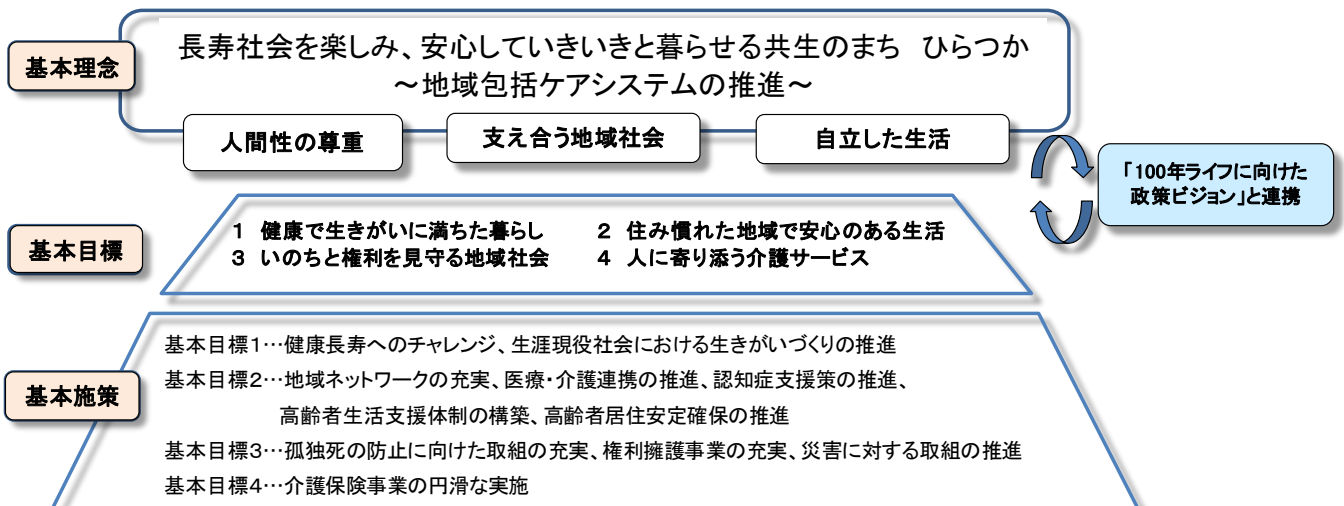
- **人間性の尊重**
だれもが家庭や地域社会の一員として尊重される社会
- **支え合う地域社会**
みんなで支え合い、役割を担う地域社会
- **自立した生活**
健康で生きがいをもって暮らせる社会

本計画では、地域共生社会の実現に向けた「中心をなす土台」である地域包括ケアシステムの推進を図ることをさらに明確に示すため、第3期計画（計画期間：平成18年度～平成20年度）から継承してきました基本理念「長寿社会を楽しみ、安心していきいきと暮らせるまち」に、新たに「共生」という文言を加え、「長寿社会を楽しみ、安心していきいきと暮らせる共生のまち ひらつか」を基本理念とすることとしたほか、引き続き「地域包括ケアシステムの推進」を行うこととしています。

なお、「人間性の尊重」、「支え合う地域社会」及び「自立した生活」は変わらず基本理念をつくる不可欠な3つの要素としています。

本計画では、第7期計画に引き続き4つの基本目標を設定します。高齢化の進展に伴う社会状況及び市民ニーズの変化に対し、健康寿命の延伸に向けた高齢者の自立支援・重度化予防のほか、家族介護者支援や医療介護連携、施設等の基盤整備など、さらなる取組を進めることにより、高齢者が住み慣れた地域で、元気に日常生活を送れることを目指します。

図表 3-1 平塚市高齢者福祉計画の全体像



図表 3-2 地域包括ケアシステムのイメージ

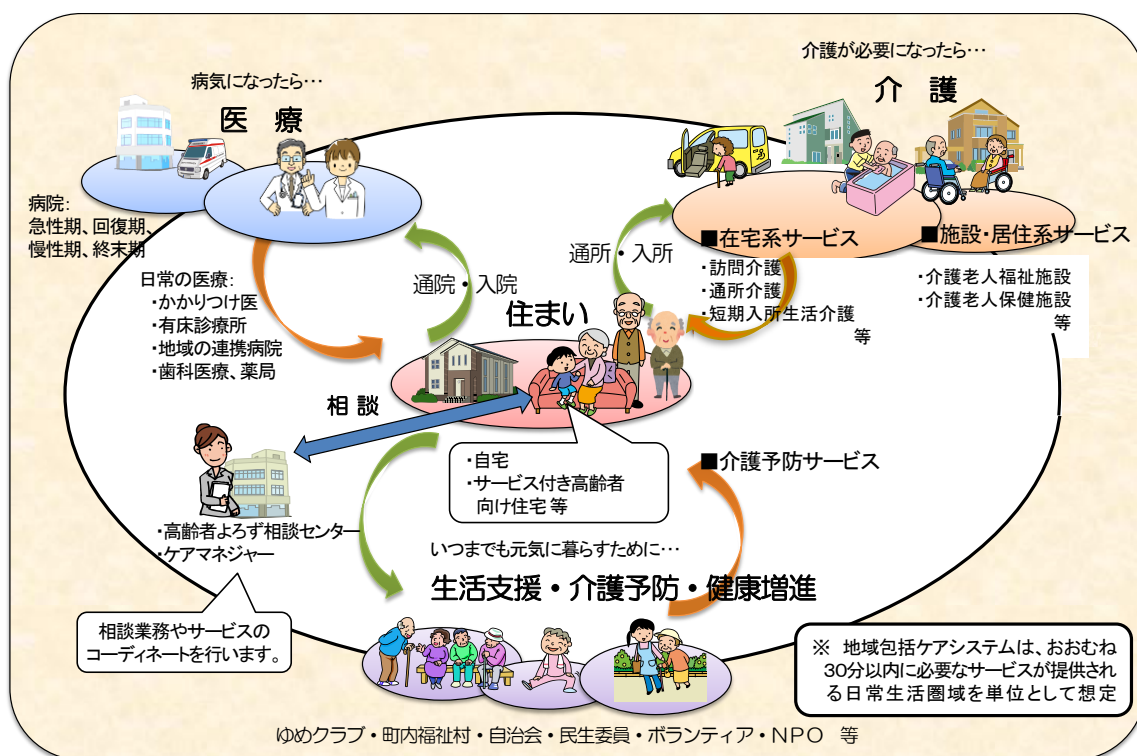


高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、高齢者のニーズに応じて、「医療」、「介護」、「介護予防」、「住まい」、「生活支援」サービスを切れ目なく提供する仕組み

※左図のうち、（保健・福祉）は本市における健康増進を含む。

出典：三菱UFJリサーチ&コンサルティング「＜地域包括ケア研究会＞地域包括ケアシステムと地域マネジメント」（地域包括ケアシステム構築に向けた制度及びサービスのあり方に関する研究事業）平成27年度厚生労働省老人保健健康増進等事業、2016年

図表 3-3 地域包括ケアシステムの姿



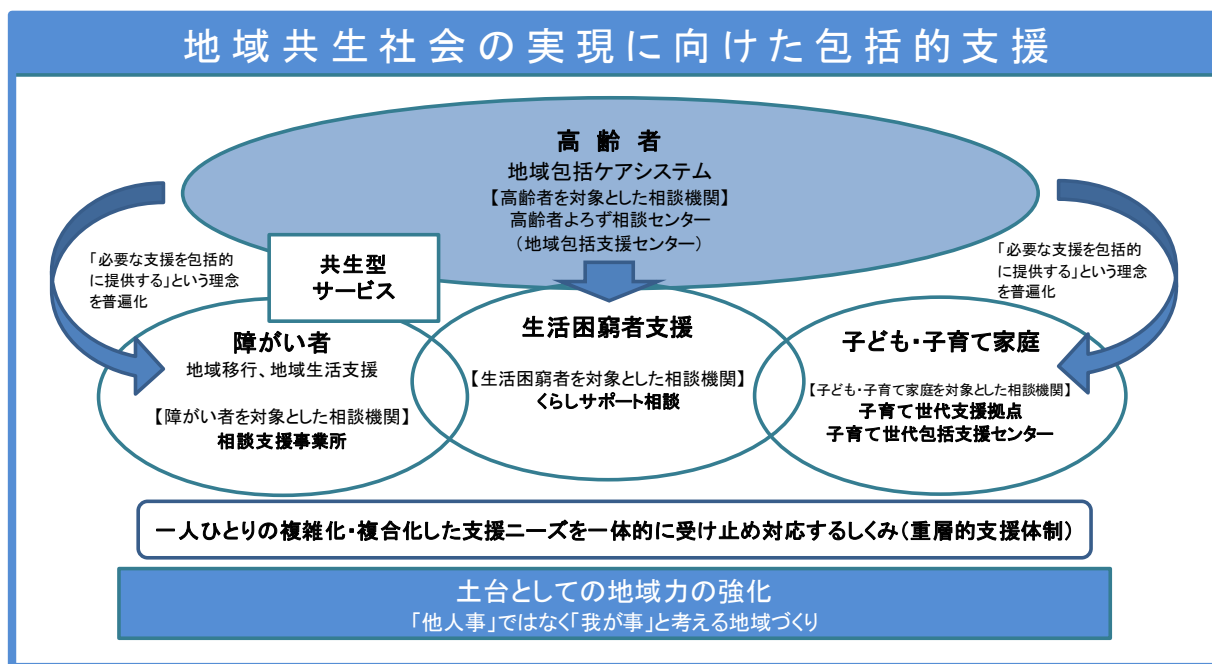
出典：厚生労働省資料より(一部平塚市版として変更あり)

(地域包括ケアシステムと地域共生社会の関係)

地域包括ケアシステムは、高齢者福祉施策を実現する手段として推進されてきましたが、必要な支援を地域の中で一体的に提供する地域包括ケアの考え方は、高齢者をはじめ、障がいのある人、子どもなど、全ての市民が共有することのできる地域生活の「土台」とと言えます。

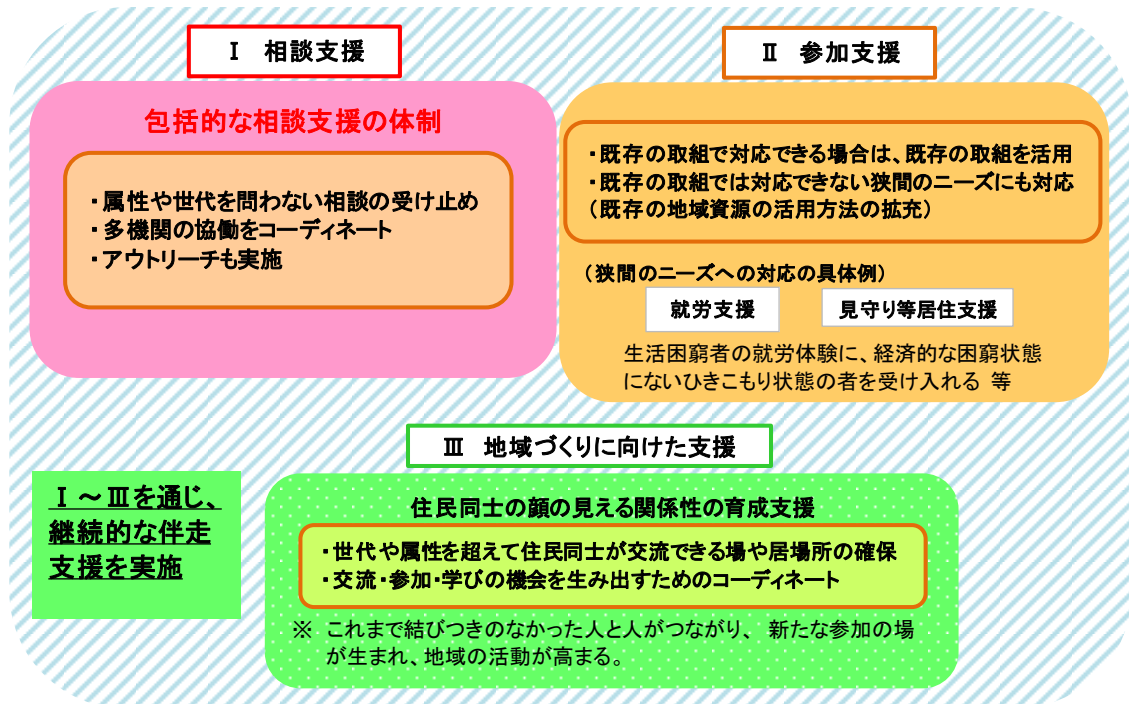
「地域共生社会」の実現を見据え、高齢や障がいなどの各分野で地域包括ケアシステムを展開し、地域力の強化につなげていくとともに、市民一人ひとりの生活の継続と社会とのつながりの機会を支援するため、これまでの分野別の相談に代わり、属性や世代を問わない様々な相談を一元的に受け止めていくなど、包括的な支援体制（重層的支援体制）づくりを進めていくことが求められています。

図表 3-4 地域共生社会を見据えた地域包括ケアシステムの推進



出典:厚生労働省資料より(一部平塚市版として変更あり)

図表 3-5 重層的支援体制の仕組み



出典：厚生労働省資料より

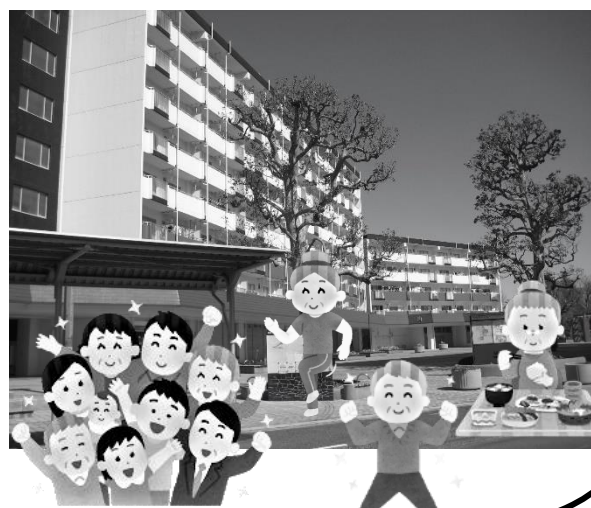
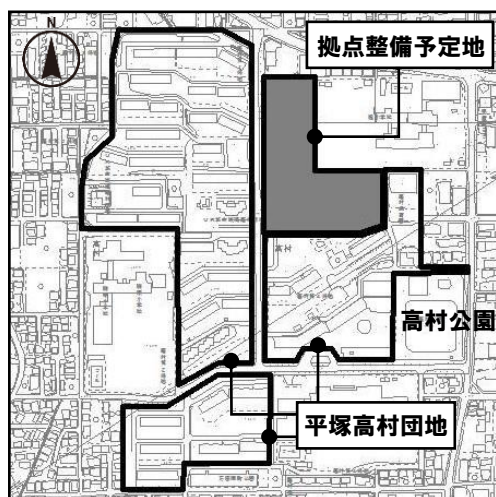
平塚高村団地及びその周辺地域における 地域医療福祉拠点整備モデル地区構想

平塚高村団地では、独立行政法人都市再生機構（以下、「UR都市機構」といいます。）による団地再生事業が進められており、多様な世代がいきいきと暮らし続けられるまちを目指す「地域医療福祉拠点化」の取組を推進しています。

本市はこの機会を捉え、平成28年12月に「平塚高村団地及びその周辺地域におけるまちづくりの推進に係る連携協力に関する協定書」をUR都市機構との間で締結し、当該地区を「地域医療福祉拠点整備モデル地区」として位置付け、平成31年1月に「平塚高村団地及びその周辺地域における地域医療福祉拠点整備モデル地区構想」（以下、「構想」といいます。）を策定しました。

今後は構想に基づいて、市・UR都市機構・事業者・地域関係者で連携を図り、「子育て世帯、高齢者世帯など多様な世代がいきいきと暮らし続けられるまち」の形成を目指すべきまちの姿として、①誰もが集える「ふれあい」と「にぎわい」の創出、②高齢者も障がい者も安心して暮らせる地域づくり、③若者・子育て世代にうれしいまち、高村・旭南の3つの方向性から、ハード・ソフト両面において様々な取組を行っていきます。

地域医療福祉拠点の整備予定地には、「医療・福祉系サービス」を中心とした機能をUR都市機構が主体となって誘致していきます。この機能誘致などにより、地域の包括的な支援やサービスの提供体制を支える基盤を整え、地域共生社会の実現やケアコンパクトシティの構築を図ることで、可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、高齢者などの自立生活を支援していきます。



2 本市の目指す将来像

地域共生社会の実現に向けた「中心をなす土台」と位置付けられている地域包括ケアシステムの推進は重要であるため、地域包括ケアシステムの5要素である「医療」「介護」「介護予防」「住まい」「生活支援」について、団塊世代全てが75歳以上となる令和7年度と、団塊ジュニア世代全てが65歳以上となる令和22年度の本市の目指す姿をまとめました。

図表 3-6 平塚市の目指す将来像

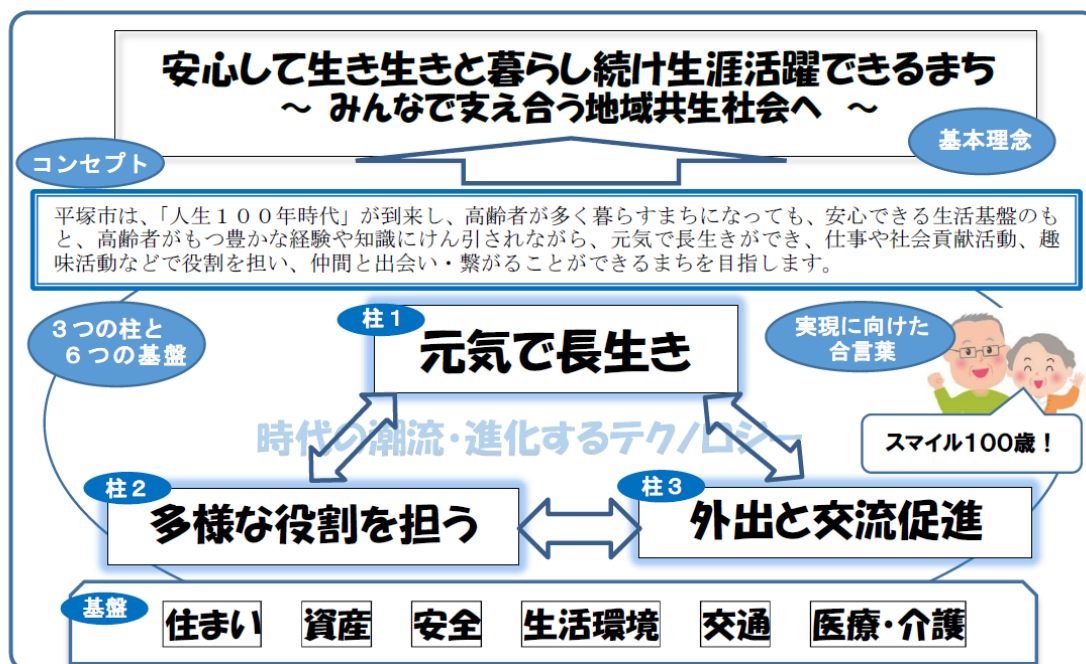
項目	平塚市の目指す将来像	
	令和7年度（2025年度）	令和22年度（2040年度）
医療 （医療・介護連携）	住み慣れた地域・住まいで自分らしい生活を、生涯を通じて続けることができるように、在宅において必要な医療と適切な介護が受けられるよう在宅医療と介護が緊密に連携する体制が構築されている。また、感染症や災害時への対応の強化に努めるなど、効果的な連携体制・方策が確立されている。	終活から看取りまでを一体的に提供されるシステムの理解・普及が進み、また、在宅医療が普及充実し介護との緊密な連携のもと、高齢期になっても安心して自立生活が可能な環境が整備されている。
介護	介護保険制度への理解が深まるとともに、介護サービス基盤が整備され、多様な人材による介護職の定着が進むことにより、要介護者等が安定して適切な介護を受けられている。また、介護離職することなく働き続けられる社会システムが構築されている。	高齢者の多様なニーズに対応し、要介護者等が安定して適切な介護を受けられている。さらに、「AI」によるケアプラン作成や、「先進テクノロジー」を活用した機能訓練に対し、身体介護等専門的技術を伴うものは「人」、という業務の棲み分けにより、介護職員の働きやすい職場環境が整備されるとともに、高齢者が安心して生活することができる。

項目	平塚市の目指す姿	
	令和7年度（2025年度）	令和22年度（2040年度）
介護予防	<p>人生100年時代の到来を見据え、健康寿命の延伸を図るため、市は健診結果等の各種データに基づき、高齢者の保健事業と介護予防を地域において一体的に実施している。また、住民一人ひとりには、各種健（検）診やフレイルチェック測定を定期的に受け、若い頃からの生活習慣病の予防や高齢期になってからのフレイル予防など「健康チャレンジ」を主体的に実践できている。</p>	<p>ICTやAIなどのテクノロジーの普及により、心身の状態管理が高齢者の状況やニーズに合った形で行うことができ、また、食生活から運動、人とのつながりに至る「フレイル予防」が個人の生活レベルやまちづくりに浸透することで、いくつになっても元気で生きがいに満ちた生活スタイルが確立できている。</p>
住まい	<p>施設・居住系サービスの整備が計画的に進められるとともに、支援を必要としない高齢者も安心して入居できる住宅が整備されている。また、生活に困難を抱えた高齢者等に対する住まいの確保と生活の一体的な支援が行われている。</p>	<p>居住支援施策の充実、情報通信技術やAIの導入による見守り体制の整備等の様々な方法により、支援を必要とする状態であっても、住み慣れた地域や住居で安心して暮らし続けることができている。</p>
生活支援	<p>住民同士の見守りや支え合い、高齢者自身が担い手としての参画も進み日常生活の安心が確保されている。非常時には、それぞれの地域で迅速な支援が受けられる体制が整っている。</p>	<p>在宅生活を継続していくために必要となる多様な生活支援サービスが確立されている。</p> <p>高齢者や障がい者等の視点に立った総合的な相談支援の体制や公助・共助の仕組みにより、「地域共生社会」が実現されている。</p>

100年ライフ政策ビジョン

平塚市では、「人生100年時代の到来」にあたり、団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年(令和22年)を目途に、壮年期からアクティブシニア、支援の必要な高齢者に至るまで「安心して生き生きと暮らし続け生涯活躍できるまち」を基本理念とする、「100年ライフ政策ビジョン」を令和2年3月に発表しました。本ビジョンは平塚市総合計画を補完するとともに、本計画及び「平塚市地域福祉リーディングプラン」との連携を図りつつ、中長期の観点に立った施策の方向性を示していきます。

～スマイル100歳へ 40歳(壮年期)からの第一歩～



「3つの柱」と柱を支える「6つの基盤」ごとに課題と改善の方向性を整理し、【40歳(壮年期)から】【アクティブシニア】【支援が必要な高齢者】の3つの状況から、目指すべき将来像と今から進める取組の方向性を示します。

柱1 元気で長生き

できるだけ元気でいられる期間を延ばし、充実した100年ライフを送ることができるよう、早い段階から、健康寿命の延伸に向けた取組が求められます。

柱2 多様な役割を担う

仕事や趣味、社会貢献など様々な場面で自分らしく役割を担い続けることができるよう、知識・技術の習得等、自分磨き(準備)をしておく必要があります。

柱3 外出と交流促進

いつまでも人とつながり、居場所を確保しながら、社会性や心身の健康を維持していくことができるよう、ニーズに応じた外出と交流の促進が求められます。

基盤 住まい、資産、安全、生活環境、交通、医療・介護

住まい、道路のバリアフリー化、買い物時等の移動、資産管理や犯罪、災害への対応、在宅生活を支える医療・介護サービスの充実など、生活基盤上の様々な課題について、進化するテクノロジーや支援体制等を活用しながら対応していくことが求められます。

3 基本目標

基本目標1 「健康で生きがいに満ちた暮らし」

高齢者が地域のなかで社会的役割を持つことで、生きがいや健康の増進につなげ、健康でいきいきと毎日を楽しむことができる社会を目指します。そのために、高齢者がそれぞれの地域で自主的に、継続性のある心身の健康増進や介護予防の重度化防止に取り組むための仕組みづくりに努めます。

就労意欲のある高齢者に対する就業機会の創出に向けた取組を行うほか、地域でのボランティア活動への参加など高齢者の多様な社会参加を積極的に支援し、その幅広い見識と豊かな人生経験から生み出される「人や地域を思いやる」心を社会に活かす仕組みづくりに努めます。

●本計画において取り組む方向性●

1 健康長寿へのチャレンジ

- 「人生100年時代」に向けて、早い段階で未病対策や介護予防に取り組めるよう自身の状態像を測定できる機会を充実させます。
- 支援が必要な方には、介護事業所に加え、地域資源を活用し、利用者のニーズに合ったサービスを提供する体制を整備します。
- 地域において高齢者同士が自主的に介護予防活動に取り組むことを習慣化するような体制を整備します。
- 総合事業の充実を図るとともに、保健事業と一般介護予防事業の一体的な実施を目指します。住民主体の通いの場（サロン）の取組を推進します。
- 圏域ごとの高齢者のリスクを踏まえた、効果的な介護予防施策を展開します。（閉じこもり予防・転倒予防・口腔ケア、等）

2 生涯現役社会における生きがいつくりの推進

- 高齢者が長年培ってきた技術や知識を活かしたボランティア活動や余暇活動など、様々な形で高齢者の社会参加を支援するとともに、就労を希望する高齢者がそれぞれにあった働き方で活躍できる環境の整備を進めます。

基本目標2 「住み慣れた地域で安心のある生活」

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう地域包括ケアシステムの推進に取り組みます。在宅での療養生活の充実を図るため、医療と介護関係者の相互理解と連携体制を構築し、地域全体で高齢者の日常生活を包括的に支援します。また、高齢者が認知症になっても、本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるようなまちづくりに努めます。

●本計画において取り組む方向性●

1 地域ネットワークの充実

- 医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が一体的に提供される仕組み作りに取り組みます。
- 地域共生社会の実現を目指し、住民同士が出会い参加することのできる場や居場所の確保を支援します。

2 医療・介護連携の推進

- 入院から退院、在宅への生活移行が円滑に出来るよう、切れ目のない在宅医療及び介護の連携体制を構築します。
- 在宅生活を続け、看取り期を支えるために、関係機関とのネットワーク作りの支援や情報交換、情報共有の在り方を検討します。

3 認知症支援策の推進

- 認知症施策推進大綱に基づき、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら「共生」と「予防」を車の両輪として施策を推進します。
- 幅広い世代に対して認知症の理解促進を図ることにより、認知症になっても安心して暮らせる環境の整備をします。
- 認知症の早期発見・早期診断及び早期対応と家族支援に取り組みます。

4 高齢者生活支援体制の構築

- 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、高齢者の生活支援等を通じた孤立の防止、見守り体制の整備を推進します。

5 高齢者居住安定確保の推進

- 高齢者それぞれの生活ニーズにあった住まいが提供されるよう、相談体制を確保するほか、賃貸住宅契約時における居住支援体制の強化に向けた検討を進めます。

基本目標3 「いのちと権利を見守る地域社会」

ひとり暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯や認知症高齢者が増え続ける昨今において、「高齢者が孤立することのないまち」を目指し、地域での「支え合い」「共助」を軸にしながら、高齢者の権利擁護体制の確立、ひいては高齢者の命と権利がお互いに守り守られるような福祉のまちづくりを推進します。また、近年の災害発生状況等を踏まえ、災害に対する備えを充実させます。

●本計画において取り組む方向性●**1 孤独死の防止に向けた取組の充実**

- 重層的な見守り体制の充実を図り、独居高齢者等が地域で安心して生活できるよう取り組みます。

2 権利擁護事業の充実

- 認知症などにより判断能力が低下しても住み慣れた地域で本人らしい生活を送れるよう成年後見制度の周知と利用促進を図るとともに、終末期に向けた活動の普及啓発及び相談支援の仕組みづくりに取り組み、権利擁護の推進を図ります。

3 災害に対する取組の推進

- 「平塚市避難行動要支援者支援制度」の推進や、各福祉避難所等との連携強化を図り、避難行動要支援者の更なる安心・安全確保に努めます。
- 高齢者の命と生活を守るため、県や市の防災担当部局と連携し、高齢者への適切な情報発信及び情報提供を実施するとともに、介護事業所等の避難体制への支援を行います。

基本目標4 「人に寄り添う介護サービス」

高齢者が、介護が必要になっても、住み慣れた地域で自らの尊厳を維持し、心身の状況に応じて介護サービスを安心して利用できるよう、介護保険制度の周知や介護サービスに関する情報の提供に努めます。また、介護事業者には介護給付の適正化やサービスの質の向上を図ります。さらに、介護サービスを安定的に提供するために事業者の介護人材確保に対して関係機関と連携しながら積極的な支援を行います。

要介護者、家族、事業者、介護を受けるのも行うのも「人」です。

本市では、「人」をベースに介護保険をとらえ、円滑にサービスを提供するのはもちろんのこと、より温かみのある介護保険事業の運営に努めていきます。

●本計画において取り組む方向性●

1 介護保険事業の円滑な実施

- 介護サービスに関する情報提供の充実を図ります。
- 介護給付の適正化及び介護サービスの質の向上を図ります。
- 介護のイメージアップへの取組を行い、介護職場の魅力発信に努めます。
- 介護職場の多様な業務の担い手確保のため、介護職以外の業務の集約と周知により、就労につなげます。
- 職場環境の改善のため、事業者と働く職員双方への支援を行います。
- 外国人材の活用や若い世代へのすそ野拡大など多様な介護人材の確保に努めます。

